

【表紙】

| | | |
|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 平成27年 6月29日 | |
| 【会社名】 | 株式会社ソルクシーズ | |
| 【英訳名】 | SOLXYZ Co., Ltd. | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 長尾 章 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝五丁目33番7号 | |
| 【電話番号】 | 03-6722-5011 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理本部長 金成 宏季 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝五丁目33番7号 | |
| 【電話番号】 | 03-6722-5011 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理本部長 金成 宏季 | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 | 723,360,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 1,320,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 平成27年6月29日(月)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 1,320,000株 | 723,360,000 | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 1,320,000株 | 723,360,000 | - |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 548 | - | 100株 | 平成27年7月15日(水) | - | 平成27年7月16日(木) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------------|----------------|
| 株式会社ソルクシーズ 管理本部総務部 | 東京都港区芝五丁目33番7号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|---------------|
| 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店 | 東京都港区新橋4-6-15 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 723,360,000 | 500,000 | 722,860,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、書類作成費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額722,860,000円の使途については、中長期の成長を促すため、顧客基盤の拡大及び当社グループとのシナジー効果が図れる企業や安定的な売上・収益が期待出来る業務に強い企業などを対象としたM & A資金に300百万円程度、自社内で開発している見守りシステム「いまイルモ」やクラウドサービス「CloudSharedOffice」といった自社ソリューションの開発投資に250百万円程度、当社グループのストック型ビジネスを構成しているグループ各社やソリューションの中国・ASEANなど海外マーケットへの進出拠点作り等、業容拡大のための事業投資に150百万円程度、専門技術・ノウハウを備えた要員採用等のために、社内体制の拡充や外部コンサルタント利用等の体制整備に要する費用及び要員スキルアップのための社内教育の充実や社外教育の利用等教育投資に22百万円程度充当する予定であります。調達資金の支払い実行までの管理は、当社銀行口座にて行ないます。

上記M & A資金につきましては、当社グループの事業戦略としておりますストック型ビジネスの強化・拡大に寄与する企業を対象としております。現時点で具体的に検討中の対象はありませんが、今後案件が具体化した場合に機動的に対応できるよう備えるものです。

なお、上記M & Aが実施されない場合における代替資金使途として、当社グループの業容拡大のための事業投資に充当する予定です。

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|-------------------------------------|---------|------------------|
| M & A資金(注) 1 | 300 | 平成27年8月～平成29年7月 |
| 自社ソリューションの開発投資(注) 2 | 250 | 平成28年1月～平成28年12月 |
| 当社グループの業容拡大のための事業投資(注) 3 | 150 | 平成28年1月～平成29年12月 |
| 専門技術・ノウハウを備えた要員採用等の体制整備に要する費用等(注) 4 | 22 | 平成27年8月～平成27年12月 |

(注) 1. M & Aの対象先については、IT関連企業の中でも専門分野に特化した技術・ノウハウに強みを有し当社グループとのシナジー効果が図れる企業や安定的な顧客基盤を有し、当社グループのサービスとシナジー効果を有する企業を検討対象とし、1社あたり1億円程度の規模を想定しております。

2. 当社独自で開発したクラウドサービス「CloudSharedOffice」や見守りシステム「いまイルモ」などの自社ソリューションに対する追加開発投資であります。

3. 当社およびグループ会社が提供する見守りシステムやe-learningシステムなどのストック型のサービスを中国・ASEANを中心とした海外マーケットへ展開していくための展示会への出店、ショールームの設置、駐在員事務所の設置などの進出拠点作りや現地企業との業務提携等に係る事業投資であります。

4. 専門技術・ノウハウを備えた人材確保のため、外部コンサルタントの利用を含め積極的な採用活動を展開するとともに社内採用体制の整備・拡充に要する費用であります。また、プログラミングなどの製造工程にとどまらない、より上流のプロジェクト管理ノウハウの強化や世界標準の技術に対応してグローバルに活躍できる人材の育成のための社内教育の充実や社外教育の利用等の教育投資に係る費用であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成27年6月29日現在）

| | |
|----------------|---|
| 名称 | 株式会社ビット・エイ |
| 本店の所在地 | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 捧 雄一郎 |
| 事業内容 | 情報システム構想の企画・立案、コンピューターソフトウェアの企画・開発、POSシステム開発、情報化コンサルティング、システム運用・保守業務、コンピューター教育、Web・DTP制作等 |
| 資本金 | 50百万円 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 株式会社コメリ 100.0% |

b 提出者と割当予定先との関係

| | | | |
|---------|------------|--|-------------|
| 当社との関係等 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 技術又は取引等の関係 | 平成23年以降、システム開発の受注について取引があり、これまでの累計で売上328百万円の実績があります。 | |

c 割当予定先の選定理由

株式会社ビット・エイと当社とは平成23年のシステム開発取引の開始以降、取引を深耕している状況において、当社が安定的な株式保有先を探しており、その旨を株式会社ビット・エイに相談いたしましたところ、同社から当社株式保有につき応諾を頂いたため、今後の当社グループの事業展開に鑑み、処分予定先との協力関係強化を目的に、自己株式の処分予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,320,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、株式の保有方針について、自己株式処分の趣旨に基づき長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

また、当社と割当予定先の間におきまして、割当予定先が払込期日から2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の計算書類（平成27年3月31日付）に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、自己株式処分の払込みについて問題ないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の市場第一部に株式を上場する株式会社コメリの100%子会社であり、同社の代表取締役社長は、割当予定先の代表取締役社長を兼務しております。これを踏まえて、当社は、割当予定先の親会社である株式会社コメリが東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書の中で、「コメリグループ行動指針」において、反社会的勢力との関係を排除する旨の定めを行っており、反社会的勢力排除に取り組んでおり、毅然とした対応を行う旨の記載を確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価格は処分決議日の前取引日である平成27年6月26日の東京証券取引所における当社株式終値548円といたしました。この価格の決定については、恣意性を排除した価格とするため、処分決議日の前取引日の終値が株式市場における当社の適正な企業価値を公正に反映しており、合理的であると判断しております。

なお、平成27年6月26日（処分決議日の前取引日）から遡り、直近1カ月における当社株式の終値の平均550円（円単位未満四捨五入、以下に同じ）との乖離率が-0.35%（小数点第3位以下を四捨五入、以下に同じ）、直近3カ月における当社株式の終値の平均値541円との乖離率が1.27%、直近6カ月における当社株式の終値の平均値534円との乖離率が2.55%となっており、当該処分価額については、当社株式が上場されており、処分決議日の前取引日の当社株式の市場価格を基礎としていること、及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲で決定されたものであること等から、上記算定根拠による処分価額が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役は2名）が、処分決議日の前取引日の当社株式の市場価格を基礎として処分価額が決定され、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式の処分株式数1,320,000株は、当社の発行済株式数の9.84%に相当（自己株式の処分であり、発行済株式総数は増加しません。）し、処分株式数に係る議決権数13,200個は、平成26年12月31日現在の総議決権数（106,622個）の12.38%に相当し、一定の希薄化をもたらします。

しかしながら、第1（募集要項）4（新規発行による手取金の使途）(2)（手取金の使途）に記載のとおり、技術力のあるIT会社やIT関連で安定的な売上・収益を期待できる事業分野の企業に対しM&Aを実施する費用（又は上記M&Aが実施されない場合の代替資金使途である事業投資の資金）、自社ソリューションの開発投資、当社グループの業容拡大のための事業投資、専門技術・ノウハウを備えた要員補強等の体制整備に要する費用の確保を主な狙いとし、併せて株式会社ビット・エイとの協力関係の強化も狙っておりますので、当社の企業価値の増大に資するものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 | 割当後の所有 株式数 (千株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|---------------------------|-------------------|---------------|----------------------------|-----------------------|--|
| SBIホールディングス株式会社 | 東京都港区六本木1-6-1 | 2,820 | 26.45% | 2,820 | 23.53% |
| 株式会社ビット・エイ | 新潟県新潟市南区清水4501-1 | - | - | 1,320 | 11.02% |
| 長尾 章 | 千葉県船橋市 | 559 | 5.25% | 559 | 4.67% |
| 株式会社ヤクルト本社 | 東京都港区東新橋1-1-19 | 530 | 4.97% | 530 | 4.42% |
| ソルクシーズ従業員持株会 | 東京都港区芝5-33-7 | 258 | 2.43% | 258 | 2.16% |
| 株式会社トラストシステム | 東京都千代田区外神田4-14-1 | 201 | 1.89% | 201 | 1.68% |
| センコンインベストメント株式会社 | 宮城県名取市下余田字中荷672-1 | 124 | 1.17% | 124 | 1.04% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 東京都中央区晴海1-8-11 | 122 | 1.15% | 122 | 1.03% |
| 内ヶ崎 俊夫 | 宮城県仙台市若林区 | 95 | 0.89% | 95 | 0.79% |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 | 93 | 0.88% | 93 | 0.78% |
| 計 | - | 4,806 | 45.07% | 6,126 | 51.13% |

(注) 1. 平成26年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 当社は、割当前に自己株式2,690千株、割当後に自己株式1,370株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成26年12月31日現在の総議決権数（106,622個）に本自己株式処分により増加する議決権数（13,200個）を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期事業年度）及び四半期報告書（第36期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年6月29日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年6月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年6月29日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成27年3月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成27年3月27日開催の第35期定時株主総成会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金に関する事項

| 配当財産の種類 | 金銭 |
|---------------------|---------------|
| 配当財産の割当に関する事項及びその総額 | |
| 当社普通株式1株につき金5.0円 | 総額53,596,685円 |
| 剰余金の配当が効力を生じる日 | 平成27年3月30日 |

第2号議案 取締役8名選任の件

長尾章、田中守、渡辺源記、青柳義徳、萱沼利彦、小森由夫、長尾義昭、秋山博紀の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

石田穂積氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

田澤芳夫、北島孝則の両氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 決議の結果 | |
|-------|--------|-------|-------|--------|----|
| | | | | 賛成比率 | 可否 |
| 第1号議案 | 74,483 | 316 | 0 | 98.14% | 可決 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 長尾 章 | 74,217 | 582 | 0 | 97.79% | 可決 |
| 田中 守 | 74,432 | 367 | 0 | 98.07% | 可決 |
| 渡辺 源記 | 74,433 | 366 | 0 | 98.07% | 可決 |
| 青柳 義徳 | 74,427 | 372 | 0 | 98.06% | 可決 |
| 萱沼 利彦 | 74,429 | 370 | 0 | 98.07% | 可決 |
| 小森 由夫 | 74,425 | 374 | 0 | 98.06% | 可決 |
| 長尾 義昭 | 74,369 | 430 | 0 | 97.99% | 可決 |
| 秋山 博紀 | 74,366 | 433 | 0 | 97.98% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 石田 穂積 | 74,445 | 354 | 0 | 98.09% | 可決 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 田澤 芳夫 | 73,225 | 1,574 | 0 | 96.48% | 可決 |
| 北島 孝則 | 74,438 | 361 | 0 | 98.08% | 可決 |

(注) 本総会の各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

(1) 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(2) 第2号議案、第3号議案ならびに第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分の議決権行使の内容と、当日出席の株主（委任状による代理出席者を含む）から各議案の賛否に関して確認できた議決権行使の内容により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが明らかであったため、本総会当日出席株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

また、賛成又は反対の割合については、本総会当日出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権数（1,097個）も分母に加算して計算しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第35期) | 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日 | 平成27年3月30日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第36期第1四半期) | 自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日 | 平成27年5月15日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月30日

株式会社 ソルクシーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寶 野 裕 昭

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルクシーズの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソルクシーズ及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソルクシーズの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソルクシーズが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月30日

株式会社 ソルクシーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寶 野 裕 昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルクシーズの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソルクシーズの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月15日

株式会社ソルクシーズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寶 野 裕 昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルクシーズの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソルクシーズ及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。